

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年4月7日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度岡山県災害廃棄物連携強化等業務
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 履行場所 岡山県環境文化部循環型社会推進課の指定する場所
- (4) 委託金額（見積上限額）
金5,984,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 事業内容等 詳細は、「令和8年度岡山県災害廃棄物連携強化等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案実施公告日から契約の相手方が特定される日までの間、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類4 調査研究、小分類2 調査・研究（自然科学分野）」のうち、格付区分がA又はBであること。
- (3) 過去の災害において、災害廃棄物処理の実務（処理業務、仮置場の管理業務、自治体のマネジメント支援業務等）に関わった実績を有すること又は災害廃棄物処理に係る訓練・研修業務を国又は地方公共団体から受託した実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 契約条項を示す場所

〒700-8570

岡山市北区内山下 2 - 4 - 6

岡山県環境文化部循環型社会推進課

電 話 (086) 226-7307

4 技術提案参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

- ア 配布期間 令和 8 年 4 月 7 日（火）から令和 8 年 4 月 17 日（金）までの閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
- イ 配布場所 3 の契約条項を示す場所に同じ。なお、岡山県環境文化部循環型社会推進課ホームページからダウンロードすることもできる。
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/30/>

(2) 資格確認申請書等の提出期間、場所、方法及び審査

- ア 提出期間 令和 8 年 4 月 7 日（火）から令和 8 年 4 月 17 日（金）の閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
- イ 提出場所 3 の契約条項を示す場所に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、アの提出期限までに必着のこと。）
- エ 提出書類
 - ・資格確認申請書（様式第 1 号）
 - ・過去の災害において、災害廃棄物処理の実務（処理業務、仮置場の管理業務、自治体のマネジメント支援業務等）に関する契約書の写し又は災害廃棄物処理に係る訓練・研修業務を国又は地方公共団体から受託したことがわかる契約書の写

し（1件のみで可）。

オ 審査 資格確認申請書等を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、参加資格不適合通知書（様式第2号）によりその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

(3) 仕様書等に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期間 令和8年4月7日（火）から令和8年4月17日（金）までの
閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

イ 方法 質問・回答書（様式第3号）を下記電子メールアドレスに送信すること。

ウ 宛先 junkan@pref.okayama.lg.jp

エ 回答方法 本公告を掲載したウェブサイトには回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

5 技術提案書の提出等

(1) 技術提案書の提出

技術提案参加者は、提案書作成要領（別紙1）により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年4月22日（水）午後5時（必着）

イ 場所 上記3の契約条項を示す場所に同じ

ウ 提出書類 様式第4号・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
技術提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・正本1部、副本4部
提案見積（様式第7号）・・・・・・・・・・正本1部、副本4部
業務履歴書（様式第8号）・・・・・・・・・・正本1部、副本4部
実績報告書（様式第9号）・・・・・・・・・・正本1部、副本4部
附属資料（必要に応じて）・・・・・・・・・・5部
上記を収容した電子媒体・・・・・・・・・・1部
添付資料
・会社概要書（パンフレット）・・1部

エ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、アの提出期限までに必着のこと。）

(2) 技術提案内容のヒアリング

技術提案参加者には、必要に応じて(1)により提出した書類についてのヒアリングを行うこととし、日時・場所等については、追って連絡する。

なお、ヒアリングを実施する際には、必要な資料の提出を求めることがある。

6 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

審査要領（別紙2）に基づき、上記5による書類の内容により得点が最も高かった者を委託候補者に選定し、審査結果通知書（選定）（様式第5号）により電子メール等で通知する。

その他の者に対しては、審査結果通知書（非選定）（様式第6号）により電子メール等で結果を通知する。

(2) 委託候補者の決定後、提出された技術案を基本として当該事業者と岡山県と協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(3) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）その他法令の定めるところによる。

7 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

(1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記4の(2)アの期限までに所定の資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。

(2) 技術提案書が、上記5の(1)アの提出期限を超えて提出されたとき。

(3) 提案見積が、上記1の(4)の条件を満たさないとき。

(4) 提案者が、上記5の(2)に規定する説明を行わなかったとき。

(5) 技術提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。

(6) 提案者が、上記2に定める技術提案に参加できる資格を喪失したとき。

(7) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 その他

(1) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(2) 提出された提案書等の追加及び修正は認めない。

(3) 提出する提案書は、技術提案参加者ごとに1案のみとする。

(4) 技術提案及びヒアリング対応等に係る費用は、すべて応募者負担とする。

(5) 提出書類は返却しない。